様式第10号（第４項関係）

請　　　　　　　　　　　　　書

　１　工事番号

　２

工事名

　２

工事場所

　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日から

　３　工　　　　期

　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日まで

　４　請負代金額

　　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）

　５　契約保証金額

　　上記の工事について次の条項によりお請けします。

　　　　　　年　　月　　日

　　××××××××××××××　殿

受注者　住　所

 氏　名

　１　この契約において丸森町を発注者とする。

　２　受注者は、別紙図面及び仕様書に基づき、頭書の請負代金額をもって、頭書の期限までに工事を完成するものとする。

　３　受注者は、修繕、改造等にあたり、発注者から引き渡しを受けた物件は、善良なる管理者の注意義務をもって保管し、故意又は重大な過失により物件を滅失若しくはき損したときは、これを賠償するものとする。

　４　発注者は、受注者から工事完成の通知を受けた後14日以内に完成検査を行うものとする。

　５　受注者は、検査合格の通知を受けた時は、遅滞なく契約の目的物を発注者に引き渡しをするものとする。

　６　受注者の責めに帰する事由により期限までに工事完成の見込みがないときは、受注者は、その事由を付した書面をもって発注者に期限の延長を求めることができる。この場合において発注者は、遅延の日数に応じ、請負代金額に財務大臣が定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した違約金を徴収することができる。

　７　請負代金額は、検査合格後受注者から所定の支払請求書を受理した日から、40日以内に支払うものとする。発注者がその責めに帰する事由により、請負代金の支払いが遅れた場合においては未受領金額につき遅延日数に応じ、財務大臣が定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

　８　受注者は、目的物の引き渡しの日から１年間（コンクリート造算の建造物の場合は、２年間とする。）受注者の技術上の欠陥又は工作上の不備によって生じたかし及びそのかしによって生じた故障若しくはき損に対しては補償又は取替若しくは補充するものとする。

　９　発注者は、受注者の債務不履行、不正な行為又は解除の申出があったときは契約を解除することができる。この場合において受注者は違約金として請負代金額の10分の１を納付しなければならない。ただし、出来高部分については、発注者の所有とすることができるものとし、当該部分に対する請負代金相当額を支払うものとする。

　10　発注者は、この契約に基づき受注者から徴収する金額があるときは、発注者は、これを請負代金額と相殺し、なお不足を生ずるときは、更に追徴するものとする。

　11　発注者は、前項の規定により金額を追徴する場合において、受注者が発注者の指定する期日までに納付しないときは、遅延日数に応じ

財務大臣が定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した延滞金を徴収する。

　12　遅延利息及び違約金が1,000円未満であるときは、延滞金を付さないものとし、延滞金が100円未満又は100円未満の端数があるときはその端数は徴収しないものとする。

　13　発注者は、自己の都合により契約を解除することができる。この場合において受注者は、損害賠償を請求することができる。

　14　発注者は、工事目的物を火災保険に付することを求めることができる。火災保険に付すべき時期、期間、金額、保険会社等については、発注者と受注者が協議して定めるものとし、受注者は、保険契約を締結したときは、直ちにその証券を発注者に提示するものとする。

　15　この契約につき、発注者と受注者との間に紛争の生じた場合は、発注者及び受注者は、宮城県建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するか又はあっせん若しくは調停によりその解決を図るものとする。

　16　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、その都度発注者と受注者が協議して定めるものとする。